【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年５月23日
【会社名】	株式会社グローベルス
【英訳名】	GRO-BELS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　カーティス・フリーズ
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
【電話番号】	03-3470-8411（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務　　田端　正人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
【電話番号】	03-3470-8411（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務　　田端　正人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年５月23日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社プロスペクトを、平成26年６月25日開催予定の当社及び株式会社プロスペクトの定時株主総会における合併契約承認議案の承認可決を条件として、吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議し、同日付けで合併契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第７号の３の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

①　当該異動に係る特定子会社の概要

ａ．名称	株式会社プロスペクト
ｂ．住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
ｃ．代表者の氏名	代表取締役社長　　依田　康
ｄ．資本金の額	2,269百万円
ｅ．事業の内容	投資顧問業

②　当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

ａ．当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前　　46,522個

異動後　　－個（吸収合併により消滅）

ｂ．当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前　　100%

異動後　　－%（吸収合併により消滅）

③　当該異動の理由及びその年月日

ａ．当該異動の理由

当社が、当社の完全子会社である株式会社プロスペクトを吸収合併することにより、同社が消滅することによります。

ｂ．当該異動の年月日

平成26年10月１日（本合併の効力発生日）

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

①　商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

ａ．商号	株式会社プロスペクト
ｂ．本店の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
ｃ．代表者の氏名	代表取締役社長　　依田　康
ｄ．資本金の額	2,269百万円
ｅ．純資産の額	2,135百万円
ｆ．総資産の額	2,182百万円
ｇ．事業の内容	投資顧問業

（注）　純資産の額及び総資産の額は平成26年３月31日時点の数値を記載しています。

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
売上高（百万円）	242	211	207
営業損失（△）（百万円）	△137	△171	△21
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△147	△178	235
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△154	△179	219

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社グローベルス
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社プロスペクトの発行済株式の全てを保有しています。
人的関係	当社の役員による株式会社プロスペクトの役員兼務等の関係があります。
取引関係	当社と株式会社プロスペクトとの間では、不動産仲介業務および事業用不動産の管理業務を委託する等の関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社プロスペクトは、当社の100%子会社として、不動産業及び（株式会社プロスペクトの海外子会社を通じて）日本株式を対象とする有価証券の運用事業を行っております。

平成25年８月に実施した株式交換による株式会社プロスペクトの完全子会社化以後、株式会社プロスペクトは、当社が本年３月に実施した機動建設工業グループの子会社化における準備作業や機動建設工業株式会社のオフィス管理業務を支援し、また、マンション分譲事業専業である当社業務に関しては、当社が行う事業用地の仕入れに際して、不動産仲介業務及び事業用不動産の管理業務を受託して取引を実現するなど、当社事業と株式会社プロスペクトの事業は所期のシナジー効果が十分に発揮されております。これらの不動産関連業務におけるシナジー効果について、合併、即ち株式会社プロスペクトで行っている業務を当社に統合のうえ内製化することにより、業務の合理化等により更なるメリットが見込まれるとともに、株式会社プロスペクトの子会社を当社の直接の子会社とすることにより、当社グループ構成の簡素化を実現いたします。加えて、当社は前事業年度までに実施した企業買収により拡大したグループの中心会社として、グループ内の経営資源の効率的再配分を行うとともに、グループ全体のガバナンス強化を図ることを意図しております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロスペクトは解散します。

② 吸収合併に係る割当ての内容

該当事項なし。

③　その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりです。

合併契約書

株式会社グローベルス（以下「甲」という。）と株式会社プロスペクト（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、次条以下の規定に従い合併（以下「本合併」という。）し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする。

２．本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社グローベルス

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社プロスペクト

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号

第２条（合併に際して交付する金銭等の内容及びその割当ならびに資本金の額）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、本合併による新株式の発行及び資本金の増加を行わない。

第３条（合併承認総会）

甲及び乙は、平成26年６月25日にそれぞれの定時株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、この開催日を変更することができる。

第４条（合併に伴う商号の変更及び定款の変更）

甲は、本合併の効力が生じることを条件として、効力発生日付で「株式会社プロスペクト」に商号変更を行う。

２．甲は、合併承認総会において、本合併の効力が生じることを条件として、効力発生日において甲の定款を別紙１のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認を求める。

第５条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成26年10月１日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（財産及び権利義務の引継ぎ）

乙は、平成26年３月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はそれを承継する。

第７条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第８条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員については甲の従業員として引継ぐものとする。なお、詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

第９条（解散費用）

乙の解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重要な変動が生じたときもしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は第３条に定める甲及び乙の合併承認総会における承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成26年５月23日

（甲）東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
株式会社グローベルス
代表取締役社長　　カーティス・フリーズ
（乙）東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
株式会社プロスペクト
代表取締役社長　　依田　康

（別紙１）

定款変更案

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社グローベルスと称し、英文ではGRO-BELS Co., Ltd.と表示する。 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定 (2) 建築および土木工事の設計、施工、監理および請負 (3) 内装仕上工事の設計、施工、監理および請負 (4) 鋼構造物工事の設計、施工、監理および請負 (5) タイル、れんが、ブロック工事の設計、施工、監理および請負 （新設） (6) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務 (7) 前各号に付帯関連する一切の事業 （新設）	（商号） 第１条　当会社は、株式会社プロスペクトと称し、英文ではProspect Co., Ltd.と表示する。 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定 (2) 建築および土木工事の設計、施工、監理および請負 (3) 内装仕上工事の設計、施工、監理および請負 (4) 鋼構造物工事の設計、施工、監理および請負 (5) タイル、れんが、ブロック工事の設計、施工、監理および請負 (6) 投資顧問業および投資一任契約に係る業務 (7) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務 (8) 前各号に付帯関連する一切の事業 附則 第１条　（商号）第１条および（目的）第２条は、平成26年10月１日にその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

ａ．商号	**株式会社プロスペクト**
ｂ．本店の所在地	**東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号**
ｃ．代表者の氏名	**代表取締役社長 カーティス・フリーズ**
ｄ．資本金の額	**2,373百万円**
ｅ．純資産の額	**未定**
ｆ．総資産の額	**未定**
ｇ．事業の内容	**マンション分譲事業**

（注）１．株式会社グローベルスは、平成26年10月１日（本合併の効力発生日）付けで、商号を株式会社プロスペクトに変更する予定です（平成26年６月25日開催予定の当社定時総会における合併契約承認議案及び定款変更の承認可決を条件とします。）。

以上